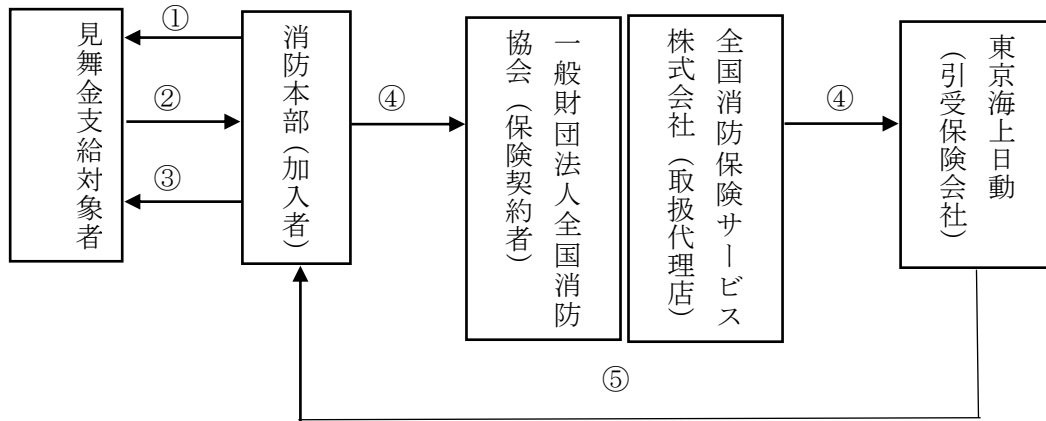


消防業務賠償責任保険（バイスタンダー見舞金制度）について

(1) 一般的な見舞金請求の流れ



- ① バイスタンダーの確認（見舞金支給対象者の判定）
- ② 「応急手当に係る見舞金請求書」の提出（見舞金支給対象者から消防本局へ提出）
- ③ 応急手当に係る見舞金の支給
- ④ 「バイスタンダー見舞金請求書兼事故状況証明書」および、下記表中の書類を提出
- ⑤ バイスタンダー見舞金の支払

(2) 見舞金請求に関する必要書類

書類の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・見舞金支給対象者の本人確認の書類写（運転免許証、健康保険証等） ・応急手当に係る見舞金請求書（見舞金支給対象者から消防局へ提出）
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関で「感染検査」を実施したことを証明する書類（見舞金支給対象者から消防局へ提出） <p>※医療機関で、血液検査等の「感染検査」を自ら実施したことが確認できるものを指します</p> <p>（例）診療明細書，検査結果報告書，感染症検査結果報告書，HIV 検査報告書等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・見舞金の支給を証明するもの，または支払通知書（消防局から全国消防協会へ提出）